

第4回江東区契約にかかる不正行為等防止検討委員会

会議概要

【日時】

令和4年12月27日（火） 9時00分～10時20分

【場所】

江東区防災センター4階 災害対策本部室

【出席者】

委員長代理 総務部を担任する副区長以外の副区長
副委員長 教育長
委員 政策経営部長、総務部長、政策経営部企画課長、
総務部総務課長、総務部職員課長、総務部経理課長
外部有識者 3名

（事務局 総務部総務課、総務部職員課、総務部経理課）

【議題】

- 1 防止策の検討について
- 2 その他

【資料】

資料1 課題検討シート（12月27日時点）
（別紙1）契約種別と契約制度の見直し
（別紙2）令和4年度 業務委託契約（準備契約）一覧
（別紙3）準備契約実施スケジュール（案）
（別紙4）物品買入れ等指名競争入札参加者指名基準 概要（案）
（別紙5）談合情報の通報窓口について（江東区ホームページ）
（別紙6）談合情報対応マニュアル 概要（案）
（別紙7）入札監視委員会の設置について（案）
（別紙8）令和4年度 特別研修「入札談合等関与行為防止法（官製談合防止法）研修」
（別紙9）一定の公職にある者等からの不正な働きかけ等に関する取扱いについて（案）

議 事 要 旨

- 委員長代理
- ・これより第4回の委員会を開会する。
 - ・専門的な視点からご指摘をいただくため、今回も外部有識者の先生方が出席。

【 議題 1 】防止策の検討について

- 委員長代理
- ・内容が多岐にわたるため、分割して検討。まず、「契約制度の見直し」について、事務局よりポイントを中心に説明願う。

- 事務局
- (資料1・1～8ページ、別紙1～7に沿って説明)
- ・前回の委員会で、本区の契約の種別が分かりづらいとの意見があったため、契約種別の一覧と、制度の見直しがどの範囲を対象としているかを図にまとめた(別紙1)。
 - ・「物品」のうち「委託」、その中でも建物清掃や道路・公園清掃などが今回の不正防止の主要なターゲットであり、これらの契約に希望型指名競争入札や予定価格の公表を導入するが、指名基準は「物品」全体を対象、入札監視委員会は「工事」も含む区の契約すべてを対象とするなど、より広い範囲で制度の改善を図ることが可能。
 - ・資料1の課題検討シートは、検討の進捗に伴い、前回から変更した部分を赤字で記載。
- < 1 - (1) 入札方式の見直し >
- ・建物清掃、道路・公園清掃などに希望型指名競争入札を導入するが、実際にどのような契約が該当するのか、令和4年度の実績ベースで一覧表を作成(別紙2)。
 - ・希望型指名競争入札の実施スケジュールは、1月中旬の指名業者選定委員会で公募要件を決定のうえ1月末までに公募を行い、2月上旬に再び委員会を開催して指名業者を決定し、指名通知書を送付する流れ。公募の手続きが新たに追加されるため、現行の指名競争入札より事務は煩雑(別紙3)。
- < 1 - (2) 指名基準の策定 >
- ・これまで契約係の内規や引継ぎ事項としてのみ存在していた指名業者数や指名にあたっての判断事項を、基準として明文化。あわせて、運用について必要な内容を定めた「運用基準」も別途整

備。決定次第、ホームページ等で公表（別紙4）。

< 1 - (3) 指名委員会の設置 >

- ・希望型指名競争入札の導入にあたり、物品関係の入札参加者を
選定する委員を、副区長のほか政策経営部と総務部の関係管理
職と定め、令和5年度準備契約から指名業者選定委員会を開催。

< 1 - (4) 予定価格の公表 >

- ・工事契約において3,000万円以上の予定価格を入札前に公表
していること、建物清掃では主な施設単独の案件が、おおむね
3,000万円以上の規模であることから、業務委託契約の希望
型指名競争入札案件のうち、予定価格が3,000万円以上のも
のについて、入札前に予定価格を公表。
- ・参考として、別紙2の準備契約一覧において、令和4年度の契約
金額が3,000万円以上の案件に○印を付した。

< 1 - (7) 談合情報の連絡先の周知 >

- ・談合情報の通報窓口を周知するコンテンツを、11月に区ホー
ムページへ掲載（別紙5）。
- ・改訂予定の談合情報対応マニュアルには、入札談合に関する情
報の把握や、公正入札調査委員会が行う審議・業者への事情聴取
等について記載。また、談合の事実の確認の有無に関わらず、調
査を行った事案については、すべて公正取引委員会と警視庁へ
報告（別紙6）。

< 1 - (8) 入札結果の検証 >

- ・入札監視委員会設置の案として、委員は学識経験者または専門
知識を有するもの3名、審議対象は区が発注する契約すべて、開
催頻度は年2回程度を想定（別紙7）。

外部有識者 ・別紙2「令和4年度 業務委託契約（準備契約）一覧」について、
網掛けとなっている契約5件は随意契約（特命）となっているが、
希望型指名競争入札には移行しないのか。

事務局 ・令和4年度の実績で一覧を作成したが、入札方式については令
和5年度の予定を記載。網掛けの5件は、令和4年度が指名競争
入札で、これから実施する業務成績評定の結果、普通以上の評価
であれば、令和5年度は随意契約（特命）が可能となる契約。「業
務成績対象」欄に○印を付した契約は、今後の制度では、希望型
指名競争入札と随意契約（特命）を1年おきに実施するため、網

掛けとなっている5件についても、令和6年度は希望型指名競争入札に移行する予定。なお、道路・公園清掃等は、業務成績評定が導入されていないため、毎年希望型指名競争入札を実施。

- 副委員長
- ・別紙2の「契約金額」欄に○を付しているように、予定価格の公表を3,000万円以上としたことについて。区民目線に立つと、工事と同様の3,000万円以上に留めるのではなく、より不正を防止するという観点から、副区長への委任範囲と同様の1,000万円以上とすることも可能か。
- 委員長代理
- ・予定価格の事前公表には、秘密事項を不正に聞き出そうとする働きかけの防止となる一方、デメリットもあることを踏まえて事務局から回答を。
- 事務局
- ・事前公表の一般的なデメリットは、落札価格の高止まりや、談合を容易にするという点。委託を含む物品契約の予定価格の公表は区として初の取組みであるため、まずは工事と同様の3,000万円以上の案件で公表を行い、入札の結果を検証。防止策として有効であると検証できれば、1,000万円以上への拡大も可能。入札監視委員会を設置した場合、第三者の視点からも有効性を審議可能。
 - ・建物清掃において、3,000万円以上の契約は、すべて単独施設の案件だが、1,000万円以上の契約の中には、保育園や福祉会館など、複数施設を1つの契約にした案件も含まれており、予定価格の公表に馴染むかも課題。
- 外部有識者
- ・別紙4「物品買入れ等指名競争入札参加者指名基準 概要(案)」について、何を参考に作成したのか。また、「5 指名業者数」については、「これにより難しい場合は、指名業者数を変更することができる」とあり、実際指名する際に無理のある数字だと、形骸化するおそれがあるが、どのように決定したのか。
- 事務局
- ・指名基準の作成にあたっては、他自治体の基準、特に23区の基準はすべて確認しつつ、これまで本区で判断事項としてきたものを基準・運用基準に盛り込んだ。策定前後で指名の考え方が大きく変わらないよう、また、公表した際に説明ができるように内

容を精査。

- ・指名業者数については、契約係のマニュアルに記載し、これまで運用してきたものを若干修正のうえ整備。

外部有識者 ・別紙6「談合情報対応マニュアル 概要(案)」のフロー図について。談合情報が報告された後、調査に値しないと判断する場合の基準は。また、その基準をマニュアルに記載するのか。

事務局 ・情報の内容が具体性を伴っていない場合や、明らかに区が発注する契約と関係のない情報である場合のみ、調査に値しないと判断。基準を詳細にマニュアルへ明記することは予定していないが、情報が寄せられた場合は公正入札調査委員会を必ず開催し、個別具体的かつ慎重に審議。

外部有識者 ・別紙7「入札監視委員会の設置について(案)」のうち、委員会に報告する資料は、経理課契約係が作成することになるのか。委員会の設置にあたり、組織変更等は必要ないのか。

事務局 ・委員会へは、入札及び契約手続きの運用状況について年2回程度報告を行うが、他区と同様、契約全体の落札率や傾向等のデータを提出することを想定。資料については契約係が作成・準備を行うべきと考えており、組織変更の予定はない。

外部有識者 ・入札に対する監視機能を有効に働かせるためには、外部機関である入札監視委員会を設置するだけではおそらく限界があり、同時に、区の内部における監視体制を整備していくことも重要と考える。制度開始後に、委員会への報告を行う過程で整備が進むことも考えられるので、負担が重くなり過ぎないレベルでスタートし、必要に応じて検討願う。

委員長代理 ・次に、「職員の倫理向上」について、事務局より説明願う。

事務局 (資料1・10～12ページ、別紙8に沿って説明)

<2-(1) 職員倫理の保持>

- ・eラーニング(公務員倫理)研修については、令和5年度から全職員が自席で基礎・基本事項を確認することができるよう準備。

- ・ 集合型公務員倫理研修については、予算措置に向けて折衝中だが、前回委員会の意見を受け、不祥事案の具体的な事例をもとに実践的な研修を行えるよう構築。

< 2 - (2) 契約制度の研修・周知 >

- ・ 公正取引委員会講師による集合研修は、令和5年1月27日に開催決定。対象は原則として全管理職、官製談合防止法における違反行為の4類型や発生したリスク等について、事例を中心に講義（別紙8）。

外部有識者 ・ 資料1・10ページのeラーニングと集合型研修について。2つの研修のテーマは重複しないようにするのか。

事務局 ・ eラーニングについては毎年実施するため、テーマを随時変えていくが、法律など基礎・基本事項の再認識が目的。一方、集合型研修は、基礎・基本事項を踏まえた上での具体的な事例の学習が目的であるため、同じテーマであっても、内容についてはすみ分けを行っていく考え。

外部有識者 ・ 集合型研修の研修目的には汚職防止と記載があるが、eラーニングでは取り上げないのか。

事務局 ・ 汚職防止について、事例紹介という形でeラーニングでも取り上げは可能。集合型研修では具体的事例についてさらに踏み込んで、背景や未然防止策、各職層における対応などを学習。

委員長代理 ・ 議題の最後に、「議員・利害関係者との関わり方」について、事務局より説明願う。

事務局 （資料1・13ページ、別紙9に沿って説明）

< 3 - (1) 議員等利害関係者との関わり方 >

- ・ 前回委員会において、議員との関わり方の基準と、業者等の関わり方の基準を別々に作成すると説明。今回は議員との関わり方の基準について概要を作成（資料9）。
- ・ 働きかけの対象となる職員には、管理職のみならず一般職員も含む。また、今回事件が発生した契約業務だけでなく、より幅広い業務にかかる不正な働きかけや不当要求があった場合の取扱

いについて規定。

- 不正な働きかけの定義について、「正当な理由なく、特定の者に対して有利又は不利な取扱を求めること」は、ある区民を特定の保育園に入れるよう求めたり、基準を満たさないにもかかわらず生活保護を受給できるよう求めたりといった事例、「正当な理由なく、特定の者に対して義務のないことを行わせ、又は特定の者の権利の行使を妨げることを求めること」は、職場を異動して権限がないにもかかわらず、異動前の職務をするよう依頼されるような事例、「正当な理由なく、執行すべき職務を行わず、又は定められた期限までに執行しないことを求めること」は、条例等に違反して区有地に設置している物を撤去しないよう働きかけるといった事例を想定。
- 不当要求とは、要求内容が必ずしも不正なものではなくても、「暴力行為」や「どうかつ」など、要求の仕方に問題があり、職務の公正な遂行の妨げとなることが明白であるものと定義。
- 不正な働きかけ等を受けた職員は、働きかけ等をする者に対し、内容を記録することや、記録が開示請求の対象となることなどを説明し、未然に働きかけ等を防ぐように対応。
- 不正な働きかけ等を受けた職員から報告を受けた管理職等は、総務部長に相談することと記載しているが、働きかけを受けた職員の職層等に応じて、総務課長及び総務係長も連携しながら対応。
- 運用状況の公表については、各事案の詳細についてはではなく、不正な働きかけ等で定義している分類ごとの件数を、ホームページで公開する方向で検討。

委員長代理

- 議員との関わり方については、できる限り具体的に規定した方がよい。別紙9「3 不正な働きかけの定義」には、数多くの内容が列記されているが、職員にとって、具体的にどのような内容か分かることが重要。

委員

- 別紙9「2 一定の公職にある者等の定義」について、「地方公共団体の長、副知事及び副区市町村長」とあるが、本区の区長と副区長も含まれるのか。その場合、「6 総務部長または総務課長の対応等」において、情報を適宜区長及び副区長に報告するという規定はどのように取り扱うのか。

- 事務局 ・現時点の案では本区の区長と副区長も、一定の公職にある者等に含む。万が一区長から働きかけ等があった場合の相談先としては、副区長になると想定。
- 委員長代理 ・区長と副区長を一定の公職にある者等に含めることについて、外部有識者の方々の見解は。
- 外部有識者 ・除外する理由がない限りは、区長・副区長も当然含めるべき。
- 委員長代理 ・長や副区市町村長の取扱いについては、他自治体の基準なども参考にして整理を。
- 委員 員 ・対象を一般職員にも広げているが、区長や副区長のほか、部課長からも不当な働きかけ等を受ける可能性があるため、対象をどこまで広げるかは慎重に検討すべき。
- 事務局 ・一般職員が不当な働きかけ等を受けるケースは少ないと考えているが、可能性がゼロとは言えないため、対象に加えた。意見を踏まえて対象については慎重に検討。
- 外部有識者 ・別紙9「5 不正な働きかけ等を受けた職員及び管理職の対応」において、「職務上知り得た秘密を漏らすことを求める内容であるときは、明確に拒否する。」とあるが、不正な働きかけ又は不当要求を受けた場合には、「明確に拒否」との記載が無いのはなぜか。
- 事務局 ・不正な働きかけに該当するかどうか、その場では判断に迷う場合もあるので、内容の記録や、開示請求等の対象となることを相手に伝えるというワンクッションを置いた。基準の条文には、「不正な働きかけ等であることが疑わしい場合」などと記載することも検討。
 ・一方で、職務上知り得た秘密を漏らすよう働きかけられるケースは、不正な働きかけであることが明確であるため、すぐに拒否すると規定。

- 外部有識者 ・最終的に不正な働きかけ等と判断されたときには、働きかけ等を拒否するという文言を基準に明記したほうがよい。
- 事務局 ・条文化する際には、働きかけに対する最終的な回答についても明文化していく考え。
- 外部有識者 ・別紙9「5 不正な働きかけ等を受けた職員及び管理職の対応」において、2点目の「内容を記録し」と、5点目の「記録票を作成する」はどのように異なるのか。
- 事務局 ・同じ行為を指す。
- 外部有識者 ・別紙9「7 記録票の管理等」において、「記録票は各課および総務課において保存する」とあるが、保存期間は何年か。
- 事務局 ・5年間と想定。
- 外部有識者 ・5年間とした理由は。
- 事務局 ・長期計画など区の重要決定事項などは長期保存だが、一般的な事務文書は5年保存であるため。
- 外部有識者 ・他自治体に情報公開請求を行ったとき、保存期間が過ぎており文書が存在しないといった例があった。記録票を贈賄などの不正行為があったことの証拠と考えると、それらの罪の時効期間を考慮すべき。例えば汚職の罪については時効が10年。
- 事務局 ・意見を踏まえて保存期間を検討。
- 外部有識者 ・不正な働きかけ等に対して、どのような手段で相手への回答を行うのか。
- 事務局 ・働きかけも様々な方法で行われると考えられ、その場で明確に拒否できるものであれば口頭で回答可能だが、上司に相談しながら組織的に対応する場合は書面で回答。

委員長代理 ・ 基本的には回答は口頭だけでなく、何らかの形で記録を残すことが望ましい。

【 議題 2 】 その他

委員長代理 ・ 事務局から報告することはあるか。
事務局 ・ 議会においても事件を受け「汚職防止対策等検討会」を設置して検討を進めており、11月には議員向けのアンケートを実施して結果を公表。
・ 次回の第5回委員会は1月24日に開催予定。これまでの項目ごとの検討結果の整理や、利害関係者との関わり方の基準について検討を行う予定。

委員長代理 ・ 以上で第4回の委員会を終了する。